

環境事務所からのお知らせ

令和5年4月1日から プラマーク 製品と燃やさないごみの 収集回数が変わります！

令和5年4月1日からごみの出し方について、右表のとおり変更します。
 主な変更点やよくあるごみの捨て方に関することは、下記をご覧ください。
 ※燃やすごみと資源物の収集回数については、変更ありません。

| 分別区分 | 現在 | 令和5年4月以降 |
|---------------------------------|-------------|----------|
| 燃やすごみ | 1週間に2回 | → 変更なし |
| プラマーク製品 | 2週間に1回 | → 1週間に1回 |
| 燃やさないごみ | 2週間に1回 | → |
| ※プラマーク製品と燃やさないごみは、同じ曜日に出してください。 | | |
| 資源物 | 種類ごとに2週間に1回 | → 変更なし |

変更点① プラマーク製品と燃やさないごみの収集回数を毎週に変更

これまで1週間ごとに交互に出していた「プラマーク製品」と「燃やさないごみ」の収集回数を変更し、すべての地域において、毎週同じ曜日に出すことができるようになります。

4月から「プラマーク製品」と「燃やさないごみ」を出す場合は、それぞれの袋に分別し、各地区の指定された場所に出してください。また、種類ごとにごみを分けて置くなど、収集業務が円滑に進むよう、ご協力をお願いします。

■収集方法

プラマーク製品収集後に、改めて燃やさないごみの収集に向かいます。

※正しく分別できていないごみは、収集できない旨を書いた啓発シールを貼り、置いていくことになります。その場合、ごみを自宅に持ち帰り、分別し直したごみを次回の収集日に出すことになります。正しい分別にご協力をお願いいたします。

変更点② 収集回数の変更に伴い、収集曜日に変更となる地域があります

変更する地域につきましては、広報やわた3月号にてお知らせします。また、全世帯にチラシを3月ごろに配付する予定です。詳しくは、チラシにてご確認ください。


■ごみの出し方

燃やすごみ、プラマーク製品、燃やさないごみは従来どおり45ℓより小さい白色半透明、または透明の袋に入れて各家庭2袋ま

で朝8時までに出してください。45ℓを超えるごみは大型ごみとなりますので、市役所に持ち込んでいただくか、訪問収集（要予約）のどちらかで収集します（どちらも有料）。

※45ℓより小さい白色半透明、または透明の袋に入っていないごみはごみとして収集できません。

Q & A ごみの出し方

Q プラマーク製品=右の画像=とプラスチックごみの違いは何ですか。 

A プラマーク製品は容器包装になり、表示に上のマークがついています。きれいなものは、プラマーク製品の日に、汚れているものは、燃やすごみの日に出してください。また、洗面器やおもちゃなど数多く存在するプラスチックごみは、燃やさないごみの日に出してください。

Q ペットボトルはプラマーク製品ですか。

A ペットボトルはプラマーク製品ではありません。ペットボトルのキャップとラベルは、プラマーク製品になります。ペットボトルを処分する場合は、燃やさないごみの日に出すか、資源物として出してください。

Q 布団はどのように出したらいいですか。

A 布団は、45ℓ以下の袋の口を結んで入れ、燃やさないごみの日に出してください。45ℓの袋に入らない場合は大型ごみとして、出してください（有料）。

Q 充電電池やバッテリー(リチウムイオン電池)はごみで出せますか。

A 発火し、火災の原因となるため、絶対にごみで出さないでください。小型家電として、市役所環境業務課まで持ち込みをお願いします。

Q スプレー缶の中身が残っている場合はどうすればよいですか。

A 燃やさないごみとして出す場合は、中身をすべて使い切ってから、別の袋に入れて出す必要があります。中身が残っていると、爆発する恐れがあり、火災の原因になりますので、お近くの資源物置場に出してください。